

## かがわ安心飲食店

### 認証取得応援金【交付要領】

#### 【申請期間】

令和3年10月25日（月）から令和3年12月15日（水）まで  
（令和3年12月15日（水）の当日消印有効です。）

※これから店舗の認証を取得しようと考えている方も、認証の申請と同時に応援金の申請ができます。その場合、令和4年1月31日（月）までに認証を取得することが条件となりますので、お早めの申請をお願い致します。



オンライン申請はこちら！

#### 【申請方法】

- ・認証制度専用 HP からオンラインでの申請が可能です。
- ・なお、郵送する場合は、簡易書留など送達を確認できる方法でお送りください。

＜宛先＞〒760-0023 香川県高松市寿町2-4-20 高松センタービル3階302号室  
かがわ安心飲食店認証事務局 宛

#### 《郵送前にご確認ください》

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料や申請に要する費用は申請者の方のご負担となります。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。

#### 【申請書類データの入手方法】

認証制度専用 HP から、申請書類の様式データをダウンロードしてください。

(<https://anshinninsyo.pref.kagawa.lg.jp/ouenkin.html>)

- ・香川県庁本館・東館受付横、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町の商工担当課でも申請書類を配布しています。

※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「かがわ安心飲食店認証事務局コールセンター」までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記コールセンターにお問い合わせください。

**かがわ安心飲食店認証事務局コールセンター**

**☎087-822-7111**

開設期間：令和3年10月25日（月）から 9時～17時（平日のみ）

# 1 目的

---

香川県内の飲食店に対し、予算の範囲内でかがわ安心飲食店認証取得応援金（以下「応援金」という。）を交付することにより、かがわ安心飲食店認証制度の認証取得を促進するとともに、継続的な感染防止対策の支援を行い、もって飲食店における感染拡大防止の取組みについて、一層の促進を図ることを目的とします。

## 2 対象者

---

次の（１）及び（２）の全ての要件を満たす事業者が対象となります。

- （１） 令和３年１２月１５日（水）までに、かがわ安心飲食店認証制度実施要綱（以下「認証制度要綱」という。）第５条に基づく申請を行ったこと。
- （２） 令和４年１月３１日（月）までに、認証制度要綱第６条第２項の規定に基づく認証（以下「認証」という。）を取得している店舗を有し、当該店舗において、今後も認証基準に則った感染防止対策を行いつつ、営業を継続する意思を有すること。

### 【応援金の対象外となる場合】

以下の（１）～（３）のいずれかに該当する事業者は応援金の対象となりません。

- （１） 法人税法別表第１に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- （２） 香川県補助金等交付規則第５条の２各号（※１）に掲げる者
- （３） （１）、（２）に掲げる者のほか、応援金を交付することが適当でないとして知事が認める者

（※１）香川県補助金等交付規則

第５条の２ 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- （１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

以下の（４）～（１０）のいずれかに該当する店舗は応援金の交付対象となりません。

- （４） 認証の効力が一時停止期間中である店舗
- （５） 認証が取り消され、又は認証を辞退した店舗。ただし、当該店舗において、新たに認証の申請を行った場合は、この限りでない。
- （６） 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗

- (7) コンビニエンスストア、スーパーマーケット等、小売りを営業の主体としてい  
ると認められる店舗
- (8) 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122  
号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗
- (10) その他応援金を交付することが適当でないと知事が認める店舗

### 3 応援金の額

---

1 店舗当たり 10 万円

### 4 申請に必要な書類

---

#### (1) オンライン申請

「かがわ安心飲食店認証制度」専用 HP からオンライン申請が可能です。スマートフォンでも申請することが出来ますので、積極的にご活用ください。



オンライン申請はこちら

#### 【申請手続き】

- ① URL 又は QR コードから専用 HP にアクセスしていただき、必要事項の入力をお願い  
します (<https://anshinninsyo.pref.kagawa.lg.jp/ouenkin.html>)。
- ② 応援金の振込口座の通帳の画像を添付してください。

画像が不鮮明な場合、審査を通過できない場合があるため、内容が鮮明に確認できる  
画像をご準備ください。

#### (2) 郵送での申請

申請書類は、添付する書類を含め、全て A 4 サイズの用紙でご提出ください。

- ① かがわ安心飲食店認証取得応援金 交付申請書（第 1 号様式）
  - ・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。
  - ・手書きの場合は、ペン又はボールペンで記載してください（消せるボールペンは不  
可）。
- ② 応援金の振込口座の通帳等の写し

#### (3) 振込口座等について（オンライン申請、郵送での申請共通）

- ① 振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場  
合は当該個人名義の口座に限ります。
- ② 預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座  
番号が記載されたページの写しをご提出ください（オンライン申請の場合は画像の添  
付）。
- ③ かがわ安心飲食店認証取得補助金の申請を行った店舗のうち、補助金と同一口座に

応援金の振込みを希望される方については、通帳等の写しの添付は不要です。

- ④ 複数の店舗を経営している場合、一括して応援金の申請をすることも可能です。但し、申請店舗全てが認証を取得されたことを確認した後、応援金の交付手続きを行います。

#### (4) その他

申請書の内容を審査している中で、追加資料の提出を依頼する場合がありますので、ご協力をお願いします。

## 5 申請書の審査

---

- (1) 申請書の内容について、認証事務局の担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- (2) 必要な書類が揃っていない場合又は追加の資料が必要と判断した場合、認証事務局から書類の提出を依頼します。認証事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、申請を取り下げたものとみなしますのでご注意ください。

## 6 交付決定・確定通知

---

- (1) 応援金を交付すべきものと認めたときは、「応援金交付決定通知書（第2号様式）」を送付します。不交付となる場合は、「応援金不交付決定通知書（第3号様式）」を、申請者の住所あてに送付します。
- (2) 応援金は、予算の範囲内で交付するため、申請額全てに応じられない場合があります。

## 7 応援金の支払い

---

- (1) できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- (2) 応援金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケンニンショウオウエンキン」とする予定です。なお、応援金の支払いは、認証事務局（運営事業者）を通じて行います。

## 8 その他注意事項

---

### (1) 交付決定の取消し及び返還

次のいずれかに該当するときは、応援金の交付決定を取り消すことがあります。その場合、応援金の返還が生じる可能性があります。

- ① 「2 対象者【応援金の対象外となる場合】」のいずれかに該当する場合（(4) 及

び（５）を除く。）

② 次のいずれかに該当し、かつ、認証の効力の有効期間（※２）が 60 日未満の場合

ア 認証が取り消された店舗

イ 認証を辞退した店舗

③ 令和 4 年 3 月 31 日（木）時点で、認証の効力の有効期間（※２）が 60 日未満の場合

④ 応援金の交付決定に付した条件その他かがわ安心飲食店認証取得応援金交付要綱又はこれに基づく知事の指示に違反したとき

⑤ 応援金の交付を受けた対象事業者が、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合

（※２） 「認証の効力の有効期間」とは、次の各号に掲げる店舗の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して、認証の効力が有効である期間（認証の効力が一時停止されている場合にあつては、当該期間から一時停止期間を除いた期間）をいう。

（１） 応援金申請時において、認証を取得している店舗 応援金を申請した日

（２） 応援金申請時において、認証を取得していない店舗 認証を取得した日

## （２）関係書類の保管等

応援金の交付を受けた場合は、提出書類を含めた関係書類を令和 9 年 3 月 31 日まで保管し、県から提出等の求めがあったときは、これに応じてください。